


所管部課	学校教育部指導室	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>本規則は、教育センター内の学校支援室の廃止に伴い、改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>「学校支援室」の文言及び事業内容・開室時間の削除及び文言整理を行うものがあります。</p> <p>第5条第3項第2号の指導員について、「特別支援教育」を「進路指導」に改めるものであります。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>指導員が直接学校に配置されることで、より適切な支援・指導が可能となる。</p>						
<p>2 経過（現在に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成27年3月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに事務手続きを進め平成27年4月1日から適用させる。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。